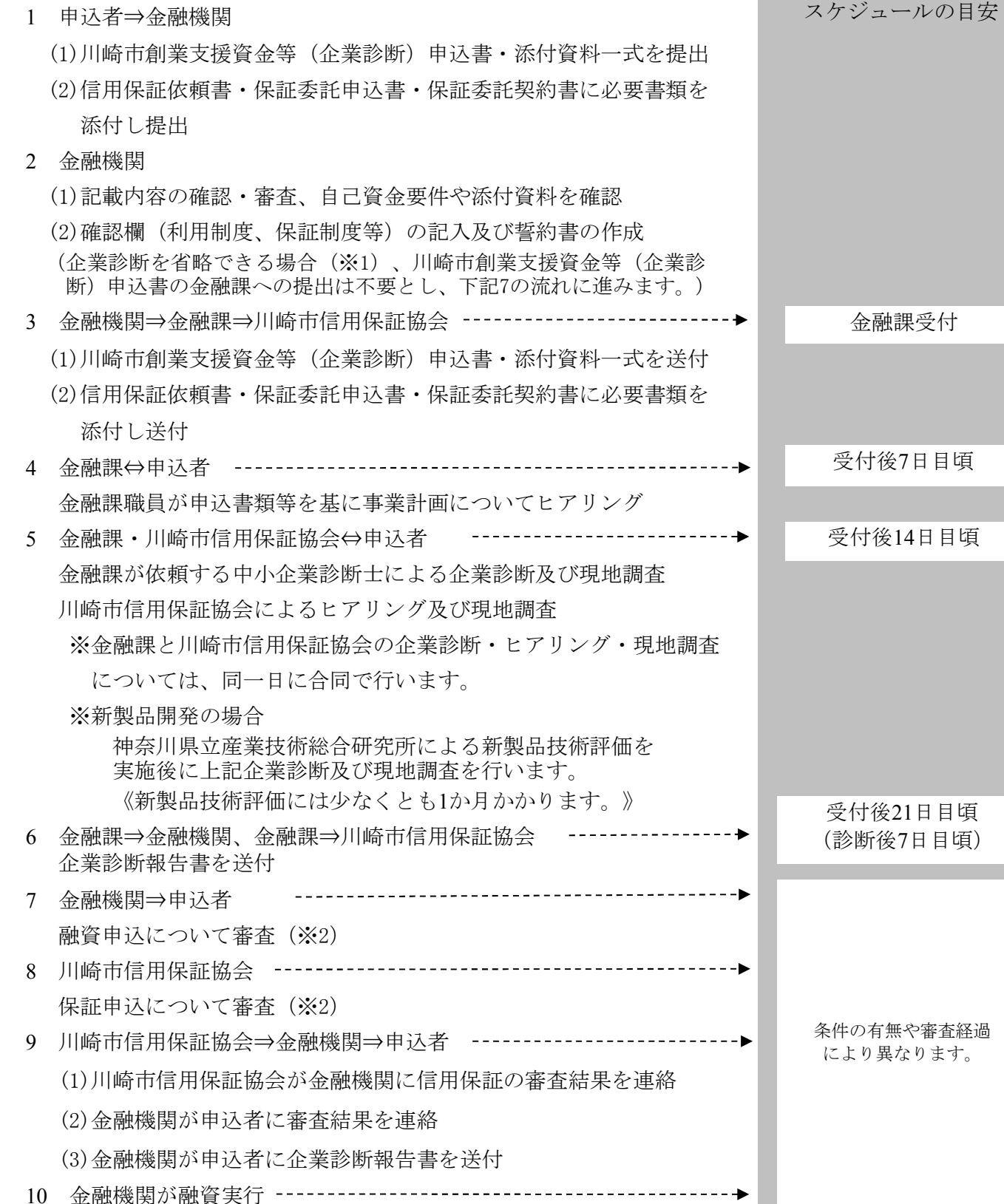


振興資金(転業)及び創業支援資金の申込手続の流れ



※1 次のいずれかに該当する場合(振興資金(転業)、新製品開発・新分野進出支援資金を除く。)は中小企業診断士による企業診断を省略できます。
 ①決算を一期以上終えている方、②申込額800万円以下の方
 ③当該資金利用に伴う企業診断を受けたことがある方

※2 審査の結果、御希望に添えない場合があります。